

電気自動車等充電設備購入費補助制度を創設します

大府市は、令和 5 年度から一定の要件を満たす電気自動車等充電設備を新規購入する個人に対し、予算の範囲内で補助金を交付する電気自動車等充電設備購入費補助制度を創設します。

大府市は、令和 3 年 1 月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、2050 年度を目途に市内の温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標の達成に向け、第 3 次大府市環境基本計画の基本施策である「脱炭素社会づくり」「循環型社会づくり」「自然共生社会づくり」を推進しています。

電気自動車等充電設備は、電気自動車などを停電時の「非常用電源」や住宅用の「蓄電池」として活用することができ、防災・減災効果が期待できるほか、夜間に充電した電気自動車の電気を昼間のピーク時に給電することで「ピークシフト」にもつながり、「環境対策」や「エネルギーコスト削減」といった効果も期待できます。

令和 4 年度に開始した「次世代自動車購入費補助制度」に加え、新制度を開始することで、さらに自動車のゼロエミッション化が加速するとともに、災害時のレジリエンスを向上させます。なお、事業に必要な予算案を令和 5 年第 1 回定例会（3 月議会）に上程します。

■ 電気自動車等充電設備購入費補助制度の概要

事業開始予定時期／令和 5 年 4 月～

補助対象機器・補助金額／電気自動車等充電設備 1 台につき 5 万円

※リース品は対象としない。

補助件数／10 件

補助対象者／次の①～③のいずれかに該当する者

- ① 自らが居住する住宅に設備を設置する者
- ② 自らの居住の用に供するための住宅の新築に合わせて設備を設置する者
- ③ 補助対象設備が設置された建売住宅を購入し、自ら居住する者

その他／事業に必要な予算案を令和 5 年第 1 回定例会（3 月議会）に上程します。

【問い合わせ先】

大府市環境課

担当：光部大輔（ミツベ ダイスケ）

電話：0562-45-6223 FAX：0562-47-9996 メール：kankyo@city.obu.lg.jp